

3 貸切バス事業者の法令遵守に係る旅行業者に対する指導等の徹底

(1) 貸切バス事業者の法令遵守に係る旅行業者の関与状況

勧告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>ア 貸切バス事業に関して旅行業者等が遵守すべき法令等</p> <p>旅行業又は旅行業者代理業を営む者（以下、これらを総称して「旅行業者等」という。）は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）等に基づき、次のとおり、貸切バス事業に関する法令等の遵守が義務付けられている。</p> <p>① 旅行業者等は、旅行業法第 13 条第 3 項第 2 号により、旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんすることを禁止されている。これは、貸切バス事業において、法令違反となる運賃・料金の下限割れ、改善基準告示違反等による運行を提供することも含まれている。</p> <p>② 旅行業者は、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成 24 年 6 月 29 日付け観観産第 132 号観光庁長官通知）において、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存することとされている。この保存期間は、運行の終了の日から 3 年間とされている（注 1）。</p> <p>③ 旅行業務取扱管理者（注 2）は、「旅行業法施行規則第 10 条第 10 号の規定に基づき観光庁長官が定める旅行業務取扱管理者の職務について」（平成 24 年 6 月 29 日付け観観産第 133 号観光庁長官通知）において、旅行の安全を確保するため、貸切バス事業者の安全の確保に関する取組について把握することとされている。</p> <p>（注）1 「道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成 28 年 10 月 31 日付け観観産第 411 号観光庁長官通知）により、平成 28 年 10 月に、運送引受書の保存期間は運行の終了の日から 1 年間とすると改正された。</p> <p>2 旅行業者等は、旅行業法第 11 条の 2 に基づき、営業所ごとに、1 人以上の旅行業務取扱管理者を選任し、取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性等の管理及び監督に関する事務を行わせなければならないとされている。</p> <p>これらの法令等については、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会（以下、これらを総称して「旅行業協会」という。）に加入している旅行業者等は旅行業協会から、旅行業協会に加入していない旅行業者等は登録行政庁（観光庁及び都道府県）から情報提供されている。</p> <p>観光庁長官は、旅行業法第 19 条第 1 項に基づき、旅行業者等が旅行業法等に違反したときは、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができることとされている。総合的な対策において旅行業者への行政処分等の強化を検討するとされたことから、観光庁は、行政処分の実効性向上を図るため、</p>	<p>図表 3-(1)-①</p> <p>図表 3-(1)-②</p> <p>図表 3-(1)-③</p> <p>図表 3-(1)-④</p> <p>図表 3-(1)-① （再掲）</p> <p>図表 3-(1)-① （再掲）</p> <p>図表 3-(1)-⑤</p>

<p>「旅行業法第 19 条第 1 項に基づく旅行者の不利益処分の基準について」の一部改正について」(平成 29 年 3 月 31 日付け観観産第 837 号観光庁長官通知)において、不利益処分の対象となる営業所の範囲を拡大する等の措置を行った。</p>	<p>図表 3-(1)-⑥</p>
<p>イ 立入検査の実施</p>	
<p>(7) 立入検査の実施主体</p>	
<p>旅行者等は業務の範囲により区分されており、第 1 種旅行者は観光庁長官の登録を、第 2 種旅行者、第 3 種旅行者、地域限定旅行者及び旅行者代理業者は主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を、それぞれ受けなければならないとされている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑦</p>
<p>旅行者等の法令遵守状況を確認するため、旅行業法第 26 条第 3 項において、観光庁長官は、旅行者等の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができると規定されている。</p>	<p>図表 3-(1)-① (再掲)</p>
<p>また、旅行業法施行令(昭和 46 年政令第 338 号)第 5 条の規定により、第 1 種旅行者以外の旅行者等に対する観光庁長官の立入検査権限に属する事務については、旅行業等を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととされている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑧</p>
<p>(4) 軽井沢スキーバス事故後の重点検査</p>	
<p>旅行者等に対する立入検査については、「旅行者等に対する立入検査実施方針」(平成 25 年 3 月 11 日観光庁)において、①重大な事故等が発生した際に実施する特別検査、②重点的に検査する必要があると認められる事項を一斉に確認する重点検査、③一般的な指導・監督を主な目的とする通常検査の 3 種類が規定されている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑨</p>
<p>軽井沢スキーバス事故を受けて、観光庁は、地方運輸局等及び都道府県に対し、「旅行者への立入検査(重点検査)の実施について(依頼)」(平成 28 年 1 月 20 日付け観観産第 631 号観光庁観光産業課長通知)を發出し、バス旅行を催行している旅行者に対する集中的な立入検査(以下「軽井沢スキーバス事故後の重点検査」という。)の実施を依頼している。</p>	
<p>観光庁が平成 28 年 4 月 11 日に公表した軽井沢スキーバス事故後の重点検査の結果によると、貸切バスによるツアーの企画・募集を行っている第 1 種旅行者 86 事業者に対し検査を実施し、31 事業者計 42 件の行政指導を実施している。</p>	<p>図表 3-(1)-⑩</p>
<p>【調査結果】</p>	
<p>今回、14 都道府県(北海道、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、静岡県、大阪府、奈良県、広島県、岡山県、福岡県及び佐賀県)及びその管内の計 28 旅行者を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	

ア 旅行業者における法令遵守状況

(7) 運送引受書の確認状況

平成28年4月24日から30日までの期間を中心として、各旅行業者10件を目安として抽出(注1)した計203件の運送引受書を確認したところ、次のような状況がみられた。

① 運送引受書に記載すべき事項のうち、

- i 乗務員の休憩地点及び休憩時間の記載がないもの(13事業者計78件)、
- ii 交替運転者を配置しない理由の記載がないもの(13事業者計65件)、
- iii 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間の記載がないもの(17事業者計52件)

があるなど、24事業者において、延べ599件の記載漏れがみられた。

② 運送引受書に記載されている走行距離及び走行時間に基づく公示運賃に対する收受運賃・料金の額を確認したところ、公示運賃の下限額を下回っているものが14事業者において計27件みられた。

これらの中には、運送引受書上で、公示運賃の下限額の単価を用いて運賃を算出した後に、利用者が少なかったことから、「調整・値引き」という名目で旅行業者が値引きを要請したことにより、下限額を下回ったものがみられた。

また、走行距離又は走行時間が空欄となっている運送引受書を、当省が経路から推計し公示運賃の下限額を算出したところ、下限割れだった可能性があるものが2事業者において計2件みられた。

③ 運送引受書に記載された内容のみから判断する限り、改善基準告示や交替運転者配置基準等の違反となるものが3事業者において計3件みられた。これらの中には、旅行業協会に加入していない旅行業者が、貸切バスに係る制度等について誤って解釈しているものがみられた。

④ 旅行業者は運送引受書を3年間保存することとされているが、長年の商慣行であることや保存スペースがないことなどを理由に、運送引受書を保存していないものが3事業者みられた(注2)。

(注)1 当該期間中の運行が10件に満たなかったこと等により10件を下回った事業者などがある。

2 当該旅行業者が運送引受書を保存していなかったため、当省の調査に当たっては、当該旅行業者に契約相手先である貸切バス事業者から運送引受書を取り寄せてもらっている。

このように、旅行業者にあっては、運送引受書の記載事項や記載内容を確認しないまま、貸切バス事業者が作成したものを単に保存するだけであるといったケースが多くみられた。

図表3-(1)-⑪

図表3-(1)-⑫

図表3-(1)-⑬

一方で、調査した旅行業者の中には、貸切バス事業者の選定に当たり、①安全性評価認定制度の認定状況を確認しているもの（7事業者）、②日本バス協会の会員か否かを確認しているもの（6事業者）、③貸切バスの安全運行の確保に関して独自の社内規定を設けているもの（3事業者）がみられた。

(イ) 事業者アンケート調査結果

当省が実施した貸切バス事業者に対するアンケート調査において、最も取引の多い契約先が旅行業者であると回答した貸切バス事業者（691事業者）の中には、運送契約の内容を決定する過程において、

- ① 当初から公示運賃・料金を考慮しないような著しく低い運賃・料金が提示されることが、「常にある」又は「時々ある」と回答した事業者が 55.4%（383事業者）
- ② 改善基準告示に違反するような旅程を提示されることが、「常にある」又は「時々ある」と回答した事業者が 52.8%（365事業者）
- ③ 目的地間の移動時間が極端に短く設定されることが、「常にある」又は「時々ある」と回答した事業者が 58.9%（407事業者）
- ④ 利用者の集客時間や利用者の乗降車の時間等が考慮されていないことが、「常にある」又は「時々ある」と回答した事業者が 60.5%（418事業者）

みられた。これらについて、旅行業者以外（注）との取引が多いと回答した貸切バス事業者（972事業者）の場合は、上記①は 36.6%（356事業者）、②は 25.1%（244事業者）、③は 20.8%（202事業者）、④は 26.7%（260事業者）と上記の場合に比べ低い割合である。

こうしたことから、貸切バス事業者においては、運賃・料金の下限割れや改善基準告示違反となるような行程を旅行業者から提示される場合があることがうかがわれる。

（注）旅行業者以外とは、地方公共団体・学校、葬儀場、個人などである。

イ 旅行業者に対する都道府県による立入検査の実施状況

14 都道府県による旅行業者に対する立入検査のうち、軽井沢スキーバス事故後の重点検査及び通常検査の実施状況をみると、次のとおりとなっている。

- ① 計 256 事業者に対し軽井沢スキーバス事故後の重点検査を実施し、次のとおり、61 事業者について貸切バス関係の改善すべき事項が指摘されている。
 - i 運送引受書を 3 年間保存していない（18 事業者）。
 - ii 運送引受書の記載に不備がある（6 事業者）。
 - iii 運賃・料金の下限割れの疑いがある（51 事業者）。

これらの他にも、当省の調査において運賃・料金の下限割れの疑いがあった運行について、軽井沢スキーバス事故後の重点検査では指摘されておらず、指摘漏れとなっている可能性がある事例がみられた。

調査した都道府県の担当者においては、貸切バスの運賃・料金や運送引受書

図表 3-(1)-⑭

図表 3-(1)-⑮

図表 3-(1)-⑯

<p>の記載内容について専門知識がなく、このため、例えば、運賃・料金の下限割れであるか否かの判断に苦慮したとの意見が多数みられた。</p> <p>② 通常検査については、以前は検査項目に貸切バス関係のものはほとんどなかったが、今後は軽井沢スキーバス事故後の重点検査と同様の検査項目で実施する、又は実施を検討するとしているが、貸切バス事業に係る法令等の専門知識の不足や検査時間の長時間化が課題であるとしている都道府県がみられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、国土交通省は、旅行業者における貸切バス事業に係る法令遵守の徹底及び旅行業者への適正な行政処分の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 運送引受書に運賃・料金の上限額及び下限額の記載が義務付けられた趣旨を踏まえ、運賃・料金の算出に必要な走行距離、走行時間等については、運送引受書の記載事項や記載内容を確認するよう、旅行業者を指導すること。また、都道府県に対し、これと同様の措置を講ずるよう周知すること。</p> <p>さらに、国土交通省において貸切バス事業に係る法令等が改正された際には、特に旅行業協会に加入していない旅行業者に対しても情報提供が徹底されるよう、都道府県に対し周知すること。</p> <p>② 貸切バス関係の法令等の専門知識が不十分な都道府県に対し、立入検査の検査方法や運賃・料金制度について、国土交通省自動車局と観光庁が連携して周知を徹底すること。また、観光庁は、都道府県に対し、旅行業者が扱う貸切バス関係の法令遵守の徹底のため、旅行業法の登録行政庁として主体的に対応を行うよう要請すること。</p>	<p>図表 3-(1)-⑰</p>
--	-------------------

図表 3-(1)-① 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）（抜粋）

（旅行業務取扱管理者の選任）

第 11 条の 2 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2～4 （略）

5 旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。

- 一 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者
- 二 前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者

6 （略）

（禁止行為）

第 13 条 （略）

2 （略）

3 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 （略）
- 二 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。

三・四 （略）

（登録の取消し等）

第 19 条 観光庁長官は、旅行業者等が次の各号の一に該当するときは六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき

二・三 （略）

2・3 （略）

（報告徴収及び立入検査）

第 26 条 （略）

2 （略）

3 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行業者等の営

業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

4～8 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-② 高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について(平成 24 年 6 月 29 日付け観産第 132 号観光庁長官通知)(抜粋)

高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。

2. 運送の申込及び運送引受書保存等

(1) 運送の申込及び運送引受書の保存

運送申込書は、原則として貸切バスの運行単位(運行の開始から終了まで)毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。

なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書の保存期間

運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から 3 年間とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-③ 旅行業法施行規則第 10 条第 10 号の規定に基づき観光庁長官が定める旅行業務取扱管理者の職務について(平成 24 年 6 月 29 日付け観産第 133 号観光庁長官通知)(抜粋)

旅行業法施行規則(昭和 46 年運輸省令第 61 号)第 10 条第 10 号の規定に基づき、旅行業務取扱管理者の職務として観光庁長官が定める事項について次のとおり定め、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

旅行業法施行規則第 10 条第 10 号に基づき観光庁長官が定める旅行業務取扱管理者(貸切バス事業者を利用した企画旅行を企画・実施する場合に、旅行に関する計画の作成及び企画旅行の円滑な実施のための措置を行う営業所の旅行業務取扱管理者として選任された者に限る。)の職務は、次に掲げるものとする。

1. 旅行の安全を確保するため、貸切バス事業者の安全の確保に関する取組みについて把握し、必要な場合には改善又は是正を求めること。
2. 旅行の安全に関する各種法令・通達や安全性向上に資する取組み等について、貸切バス事業者との間で必要に応じて情報共有等を図ること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-④ 道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成 28 年 10 月 31 日付け観産第 411 号観光庁長官通知）（抜粋）

貸切バス事業者運行のバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。

2. 運送の申込み及び運送引受書保存等

(2) 運送引受書等の保存期間

- ① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から 1 年間とする。
- ② 運送引受書とは別に、貸切バス事業者と旅行業者との間で書面による契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合、当該書面の保存期間は、当該契約の有効期間終了の日から 1 年間とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-⑤ 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

項目	講ずべき事項	実施の目途
3. ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討		
⑭ 旅行業者への行政処分等の強化	行政処分の基準について、これまでの議論を踏まえながら引き続き検討する。	平成 29 年春まで

図表 3-(1)-⑥ 「旅行業法第 19 条第 1 項に基づく旅行業者の不利益処分の基準について」の一部改正についての概要

1 不利益処分の対象となる営業所の範囲の拡大

当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因すると認められる際には、違反を犯した営業所に加えて本社営業所にも不利益処分を科すものとする。

2 不利益処分の軽減措置の対象の変更

- ・ 過去 5 年以内に不利益処分を受けた者でないことを 10 年に延長
- ・ 処分時に既に再発防止のための体制を構築した者のみを軽減措置の対象とする

(注) 観光庁の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3-(1)-⑦ 旅行業の登録制度の概要

		登録行政庁	業務範囲 (注)			
			企画旅行			手配旅行
			募集型		受注型	
			海外	国内		
旅行者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○
	第2種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	○	○	○
	第3種	〃	×	△ (隣接市町村等に限定)	○	○
	地域限定	〃	×	△ (隣接市町村等に限定)	△ (隣接市町村等に限定)	○
旅行者代理業者		〃	旅行者から委託された業務			

(注) 1 観光庁の資料に基づき、当省が作成した。

2 業務範囲については次のとおり。

募集型企画旅行：旅行者が、予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの（例：パッケージツアー）

受注型企画旅行：旅行者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの（例：修学旅行）

手配旅行：旅行者が、旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスの手配を行うもの

図表 3-(1)-⑧ 旅行業法施行令（昭和 46 年政令第 338 号）（抜粋）

（都道府県が処理する事務）

第 5 条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二条の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二条の二十三第一項、第二十三条、第二十三条の二第一項及び第二項並びに第二十六条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

2～4 （略）

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-⑨ 旅行業者等に対する立入検査実施方針（平成 25 年 3 月 11 日観光庁）（抜粋）

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 26 条第 2 項に基づき実施する、第一種旅行業者及び観光圏内限定旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）に対する立入検査の実施方針を下記のとおり定める。本方針は、平成 25 年 3 月 11 日以降に実施する立入検査から適用する。

記

1. 基本方針

旅行業者等に対する立入検査の実施に当たっては、旅行業法第 1 条の目的を達成するために必要な限度において、効率的かつ効果的に実施することを基本的な方針とする。

2. 立入検査の種類

(1) 特別検査

疑いのある法令違反、企画・実施した旅行の催行中における事故等の重大性にかんがみ、特別な検査を行う必要があると認められる旅行業者等に対して、当該事案の事実関係等及び全般的な法令遵守状況を確認する検査

(2) 重点検査

重点的に検査する必要があると認められる事項について、複数の旅行業者等に対して一斉に法令遵守状況を確認する検査

(3) 通常検査

一般的な指導・監督を主な目的として、旅行業者等の全般的な法令遵守状況を確認する検査

図表 3-(1)-⑩ 旅行業者に対する集中的な立入検査の結果について（平成 28 年 4 月 11 日観光庁）

1 検査の概要

- ・ 検査対象 貸切バスによるツアーの企画・募集を行っている第 1 種旅行業者
- ・ 実施期間 平成 28 年 1 月 25 日（月）から 3 月 15 日（火）
- ・ 実施した旅行業者 86 業者
- ・ 行政指導を実施した旅行業者数等 31 業者（延べ 42 件）

※行政指導を実施した全ての旅行業者の改善状況を確認し、改善内容は全て適切であった。

2 行政指導の対象となった主な具体的事例（延べ件数）

- ・ 運送申込書／引受書に関する不備（3 年未満保存、記載不備）：16 件
- ・ 貸切バス事業者に対する道路運送法に係る確認の不備：2 件
- ・ 事故発生報告書未提出：1 件

※行政指導件数 42 件とは別に、下限割れ運賃での運送の疑いのある事案があり、これらについては、違反の有無について別途道路運送法所管部局で確認中。

（注）観光庁のホームページに基づき、当省が作成した。

図表 3-(1)-⑪ 運送引受書の記載事項ごとの記載漏れ件数

(単位：事業者、件)

記載事項	記載漏れ事業者数	記載漏れ件数
① 事業者の名称	0	0
② 運行の開始及び終了の地点及び日時	11	44
③ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時	7	19
④ 旅客が乗車する区間	4	35
⑤ 乗務員の休憩地点及び休憩時間	13	78
⑥ 乗務員の運転又は業務の交替の地点	2	4
⑦ 運賃及び料金の額	5	18
⑧ 当該運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先	4	7
⑨ 当該運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先	11	49
⑩ 当該運送の申込みに係る旅客の団体の名称	0	0
⑪ 当該運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者の住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに道路運送法第4条第1項の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域	4	10
⑫ 当該運送に係る事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程	7	47
⑬ 事業用自動車の配車の地点及び日時	1	2
⑭ 当該運送の申込みに係る乗車人員	12	44
⑮ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数	3	6
⑯ 当該運送に係る運賃及び料金の支払方法	18	63
⑰ 交替運転者を配置しない場合には、その理由	13	65
⑱ 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間	17	52
⑲ 当該運送に係る総車走行距離及びその要する時間	14	37
⑳ 締結されている損害賠償保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要	2	3
㉑ 事業用自動車の車掌の乗務の有無	5	16
合計	153 (実数 24)	599

(注) 1 当省の調査結果による。

2 28 旅行業者の計 203 件の運送引受書について、運輸規則第 7 条の 2 (①～⑦の事項) 及び運送引受書記載事項告示に基づく事項 (⑧～㉑の事項) の記載状況を確認した。

3 「⑤乗務員の休憩地点及び休憩時間」及び「⑥乗務員の運転又は業務の交替の地点」については、それぞれ休憩時間及び乗務員の運転の交替がある運行にもかかわらず記載していないものを計上した。

図表 3-(1)-⑫ 運送引受書上で公示運賃の下限割れとなっている事例

本件運行は、総走行距離 518km、総走行時間 15 時間 35 分である。日帰りの運行であるため、点呼点検時間 2 時間を計上する。

当該事業者の管轄地方運輸局の小型車の公示運賃下限額は、キロ制運賃（1km 当たり）は 80 円、時間制運賃（1 時間当たり）は 3,850 円である。

よって、届出運賃下限額の計算式は、次のとおりとなる。

$$520\text{km} \times 80 \text{円} + (16 \text{時間} + 2 \text{時間}) \times 3,850 \text{円} = 110,900 \text{円}$$

しかしながら、收受運賃は、77,000 円（下限額の 69.4%）であった。

この理由について、当該旅行業者は、「新運賃料金制度が開始されて以降は、バス事業者からどのように運賃料金を計算したのか示されることはなく、運賃料金については旅行業者がタッチできるものではないと思っているため、バス事業者が出してきた運賃料金額を信用し、当社で下限割れか否かの確認をすることはないし、そもそも各バス事業者の届出運賃を承知していない」としている。

（注）当省の調査結果による。

図表 3-(1)-⑬ 旅行業協会に加入していない旅行業者が制度を誤って解釈している事例

当該貸切バス事業者の営業区域は埼玉県内であるにもかかわらず、発地が大阪、着地が東京となる運行がみられた。

日付	行程
4 月 25 日	大阪（発地） → 三重
4 月 26 日	三重 → 山梨
4 月 27 日	山梨 → 東京（着地）

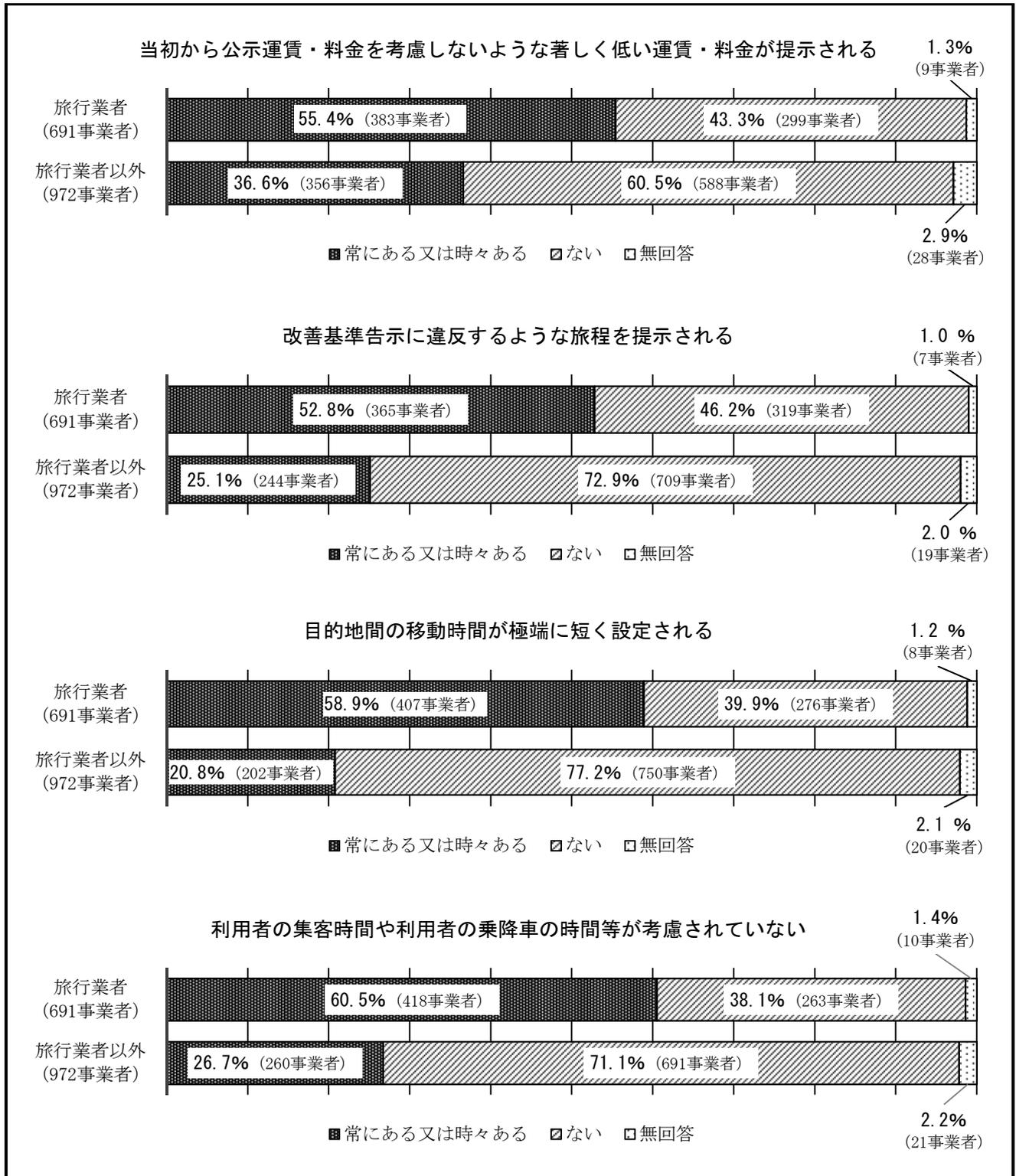
旅行業者はその理由として、「当該貸切バス事業者は、特例措置により、東京都及び千葉県についても営業区域内と同じ扱いと考えて差し支えないことになっている」としている。

国土交通省は、訪日外国人旅行者向けの貸切バス需要に対応するため、平成 30 年 3 月末まで貸切バスの臨時営業区域を設定する特例措置を講じている。この対象事業者は、日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受け、かつ、法令遵守の点で問題ない事業者とされている。しかし、当該貸切バス事業者は安全性評価認定を受けていないため、特例措置を受けることはできない。

なお、当該旅行業者は旅行業協会に加入していない。

（注）当省の調査結果による。

図表 3-(1)-⑭ 最も取引が多い契約先別の契約先からの無理な要求の有無（貸切バス事業者に対するアンケート調査結果）



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 構成比は、少数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

図表 3-(1)-⑮ 運賃・料金の下限割れが立入検査で指摘されていない事例

当省の調査において、運賃・料金下限割れがみられた運行について、当該旅行業者は、県による軽井沢スキーバス事故後の重点検査の際に、本件運行について運送引受書等の資料を県に提示したとしているにもかかわらず、下限割れについて県からの指摘を受けなかったとしている。

【当該運行の概要】

本件運行は、総走行距離 450km、総走行時間 9 時間である。日帰りの運行であるため、点呼点検時間 2 時間を計上する。

当該事業者の管轄地方運輸局の中型車の公示運賃下限額は、キロ制運賃（1km 当たり）は 130 円、時間制運賃（1 時間当たり）は 4,230 円である。

よって、届出運賃下限額の計算式は、次のとおりとなる。

$$450\text{km} \times 130 \text{円} + (9 \text{時間} + 2 \text{時間}) \times 4,230 \text{円} = \underline{105,030 \text{円}}$$

しかしながら、收受運賃は、102,430 円（下限額の 97.5%）であった。

この理由について、当該旅行業者は、入力ミスにより結果的に下限額を下回ってしまったとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-⑯ 軽井沢スキーバス事故後の重点検査に関する都道府県担当職員の本意

① 軽井沢スキーバス事故後の重点検査を実施する上で苦慮した点	
宮城県	事業者が保管している関係資料に記載不備（運送引受書に走行時間及び走行距離の記載なし等）があり、運賃・料金の妥当性の判断に窮した。 運賃の下限割れなど、道路運送事業関係の事項については所管外であり、県として、違法性や事業者に対する要指導事項であるかの判断を行うことは難しいケースが多い。
東京都	重点検査の際に、旅行業者が運送引受書を保存しているかどうかについて確認したが、これまで通常検査の際に運送引受書について確認したことがなかったため、運送引受書がどのようなものなのか知識がなく戸惑った。
神奈川県	道路運送法や運転者の運転時間の制限等に関する知見に乏しく、また、運送引受書について検査を行ったのは初めてであり、今後の立入検査においてこのような事項について検査を行うためには専門性が課題である。
山梨県	重点検査では、通常検査と違い、旅行業法だけでなく、道路運送法や運輸規則等の貸切バス事業者に関する知識を必要としたため、各種制度の勉強をした上で立入検査を実施した。
奈良県	重点検査での立入検査表は観光庁が作成した様式を使用したがる、貸切バス事業者に係る分野の検査項目が多く、旅行業担当者では理解しかねる項目が見受けられた。
広島県	重点検査における検査項目（運賃・料金の下限割れ等）は、通常検査では確認することとされていないため、観光庁から示された重点検査の関係資料を理解することが難しかった。特にマニュアル等も示されなかったことから、その都度、地方運輸局観光部や他県に確認しながら実施した。
佐賀県	通常検査と重点検査で確認する検査項目の内容が異なっており、重点検査の実施に当たっては、運賃・料金制度等の検査項目に係る関係法令を勉強する必要があり、負担となった。
② 地方運輸局等への意見・要望	
山梨県	地方運輸局又は運輸支局において、貸切バス事業に関する各種制度の研修等が実施されれば、更なる知識の習得、充実した検査の実施につながる。
愛知県	国土交通省は、貸切バス運賃の算定基準や下限運賃の算出方法等についての説明会を行ってほしい。
静岡県	平成 27 年度の重点検査は聴取事項が多く、かつ道路運送法等他法令の遵守に係る検査であったため、事前や事後の法令の勉強等で大変苦勞した。地方運輸局等の職員が旅行業者の立入検査に同行してもらえれば助かる。
佐賀県	重点検査では運賃・料金制度等の関係法令について、地方運輸局等から特段の情報提供等はなく、担当者が独学で勉強する必要があった。地方運輸局等から関係法令等の周知や制度に係る説明会等の情報提供があれば、もっと効率的に重点検査を実施することが可能であったのではないかと。

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-⑰ 今後の立入検査に関する都道府県担当職員の主な意見

神奈川県	重点検査と同様の内容の立入検査を行うためには、従来の通常検査に要していた時間（1時間程度）の倍以上の時間を要する一方、立入検査要員の増員は困難であることが課題である。
静岡県	平成 28 年度の通常検査においては、重点検査での検査項目（貸切バスに係る検査項目）を取り入れながら実施するよう検討しているところであるが、その場合、通常の検査時間では終了できないと思われるため、ある程度検査項目を絞って行わなければならない、その検討を行っているところである。
大阪府	貸切バスの安全運行を確保するためには、下限割れ運賃等について所管行政機関が的確に立入検査を実施する必要があると認識しており、また、これまでの特別検査や重点検査で下限割れ運賃等を確認するノウハウを得たので、貸切バスを利用した募集型企画旅行を企画する旅行者の場合は、今後の通常検査においても可能な限り点検する方針である。
広島県	下限割れについて地方運輸局から提供のあった「貸切運賃調査表」により検査を行ったが、運送引受書に記載されたどの数値を同表に入力して良いのか確証が持てず、県として下限割れを立証することの難しさを実感したところであり、実効性に疑問がある。
佐賀県	仮に重点検査を今後も行うとした場合、貸切バス事業者と旅行者における契約内容等を確認する必要があるが、運賃・料金制度等については、県の担当職員に専門知識がなく、地方運輸局等から関係法令に係る情報提供もないため、運賃に関する違反の有無を判断することが困難である。

(注) 当省の調査結果による。